

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案(衆第三 号)(衆議院提出)

要旨

本法律案は、特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限の延長等の問題に鑑み、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、石綿による健康被害の救済に関する法律の施行日から十年を経過する日の前日までに死亡した労働者等の遺族であつて、労働者災害補償保険法上の遺族補償給付を受ける権利が時効によつて消滅したものに對し、特別遺族給付金を支給するものとする。
- 二、特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限を延長するものとする。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。